

日本靈異記上卷第五話と日本書紀

水野柳太郎

一 「本記」と寺院縁起

『日本靈異記』上卷第五話「信敬三寶得現報縁」には、はじめに、

大花位大部屋栖野古連公者、紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也。天年澄情、重尊三寶。案本記曰。①

とあって、これ以下は「本記」に依って「大部屋栖野古」と聖徳太子に関する説話を記している。

この「本記」は、八世紀中ごろ以降に、屋栖野古の功績を述べ、紀伊国名草郡の宇治大伴連が改姓を願ひ、あるいは郡司の譜第の承認求めたときの上申文書であろう。「大部屋栖野古連公」を、大伴氏の中心人物であるとする見解がまま見受けられるが、説話の内容を過信した誤解であつて、紀伊の国大伴連に関する説話であることはいうまでも

ない。

「本記」に見える日付にはおよそ三種類があつて、『日本書紀』の日付や記事と奇妙な関係がある。これは、「本記」の作成にあたり、『書紀』編纂の材料と関係があるいくつかの寺院縁起などを見て、その年月と内容、あるいは適當年月・年月と日付の干支などを利用したことによつて生じていると考えられる。「本記」の成立時期は降つても、そこに利用された寺院縁起には、『書紀』の材料となつた時期の姿を遺すところもあると考えられるので、この点に注目して考察を進めたい。

『靈異記』の引用は、「興福寺本」と「国会図書館本」を利用して、意味が通ずるように私見によつて改めた。引用の順は、『靈異記』の段落の順ではないので、文末に『靈異記』の記載による段落の順序を示しておく。なお、「屋栖野

「古」は、これ以後すべて「屋栖古」になっているので、「野」を竄入と考え、「屋栖古」とする。

二 第一類 日付の干支を伴う記事

「本記」の記事に年月と日付の干支を備えている部分には、対応する日付をもつ『書紀』の記事がある。

(a) (推古)元年夏四月庚午朔己卯。立厩戸皇子、爲皇太子。即以屋栖古連公、爲太子之肺肺侍者。①

『書紀』推古元年(癸丑)

元年(春正月壬寅朔条・丁巳条省略)夏四月庚午朔己卯。立厩戸豐聡耳皇子、爲皇太子。(以下略)

「本記」は、『書紀』の記事の後に、屋栖古に関する記事を付記しているように見える。つきに、

(b) 天皇代十三年乙丑夏五月甲寅朔戊午。勅屋栖古連公曰。汝之功者、長遠不忘。賜大信位。②

『書紀』推古十三年(乙丑)・十四年(丙寅)

十三年夏四月辛酉朔。天皇詔皇太子・大臣及諸王・諸臣、共同發誓願、以始造銅・繡丈六佛像各一軀。乃命鞍作鳥、爲造佛之工。是時、高麗國大興王、聞日本國天皇造佛像、貢上黃金三百兩。(閏七月己未朔条・冬

十月条省略)

十四年夏四月乙酉朔壬辰。銅・繡丈六佛像並造竟。是日也、丈六銅像坐於元興寺金堂。時佛像高於金堂戶、以不得納堂。於是、諸工人等議曰。破堂戶而納之。然鞍作鳥之秀工、不壞戶得入堂。即日設齋。於是、會集人衆、不可勝數。自是年初、每寺、四月八日・七月十五日設齋。五月甲寅朔戊午。勅鞍作鳥曰。朕欲興隆內典、方將建佛刹、華求舍利。時汝祖父司馬達等、獻舍利。又、於國無僧尼。於是汝父多須那、爲橘豐日天皇出家、恭敬佛法。又、汝姨鳴女、者初出家、爲諸尼導、以修行釋教。今、朕爲造丈六佛、以求好佛像。汝之所獻佛本、則合朕心。又、造佛像既訖、不得入堂。諸工人不能計、以將破堂戶。然汝不破戶而得入。此皆汝之功也。即賜大仁位。因以、給近江國坂田郡水田廿町焉。鳥以此田、爲天皇、作金剛寺。是今謂南淵坂田尼寺。

とあるが、ここでは『書紀』の記事の文章はまったく利用せずに、傍線を施した日付のみを利用して、推算によると推古十三年(乙丑 六〇五)の五月朔は「儀鳳曆」・「元嘉曆」ともに「庚寅」で、「甲寅朔」は十四年(丙寅 六

〇六の五月にある。

「本記」において、「十三年乙丑」に十四年の「五月甲寅朔戊午」を続けているのは、『書紀』の「閏七月己未」から「十四年夏四月辛酉朔」まで四条の日付を看過したためと思われる。『書紀』は最古の「岩崎本」以来、年終には段落を置いているから、このような看過しは起こりにくい。また、『書紀』には、毎年の干支を記さずに、元年の最後に「太歳干支」を記すだけであるから、『書紀』によったのならば、「十三年乙丑」は元年から干支を繰って求めねばならない。

日付の干支が書写のうちに脱落した可能性はあるが、(a)の場合には元年で、その年終には「太歳干支」があるのに年の干支を記していない。(b)の記事にのみ干支を繰る手間を掛ける理由はないから、直接『書紀』を参照せず、ほかの材料によった可能性が強い。もしも『書紀』から出た記事であるならば、『書紀』の抄本で年の干支を付記しているものを材料としていて、抄出は推古十五年以後に及んでいなかったとするほかはない。

「五月甲寅朔戊午」は、「本記」の材料に鞍作鳥の功績が讃えられ、「大仁」の冠位が与えられている記事があるの

を見て、屋栖古に冠位を与えられた日付に利用したのである。『書紀』以外で(a)・(b)の内容をもつものは、『坂田寺縁起』⁽²⁾である。「本記」は、(a)・(b)の記事を作るために、『坂田寺縁起』を参照したとしてもよからう。

わずかな記事なので、「本記」の材料を『書紀』か「坂田寺縁起」か決定しにくいのが、『坂田寺縁起』であるにしても全文を見たのか否か明らかではなく、十三年に十四年五月の記事を続けたのも、「本記」の材料にすでにそのようななっていて、「本記」の作者がそのまま写したかもしれない。

三 第二類 日付の干支を伴わない記事

日付の干支を伴わない記事には、「比叢寺縁起」から出ていると考えられるつぎの記述がある。

(c) (1) 敏達天皇之代。和泉國海中、有樂器之音聲、如笛
箏琴篋篋等聲。或如雷振動、晝鳴夜耀、指東而流。大
部屋栖古連聞奏。天皇嘿然不信。更奏皇后。聞之、詔
連公曰。汝往看之。奉詔往看、實如聞、有當霹靂之桶
矣。還上奏之。泊乎高脚濱。今、屋栖伏願、應造佛像
焉。皇后詔。宜依所願也。連公、奉詔大喜、告嶋大臣、

以傳詔命。大臣亦喜、請池邊直水田、雕佛、造菩薩三
軀像、居于豊浦堂、以諸人仰敬。②

『書紀』欽明十四年（壬申）

夏五月戊辰朔。河内國言。泉郡茅渟海中、有梵音、震
響若雷聲、光彩晃曜、如日色。天皇心異之、遣溝邊直
此但曰直、不書名字。入海求訪。是月。溝邊直入海、果見樟
蓋是傳寫誤失矣。

木浮海玲瓏、遂取而獻。天皇、命畫工、造佛像二軀。

〔參考〕『書紀』敏達十三年（甲申）

是歲。蘇我馬子宿禰、請其佛像二軀、乃遣鞍部村主司
馬達等・池邊直水田、使於四方、訪覓修行者。（中略）
乃、以三尼、付水田與達等、令供衣食（中略）由是、
馬子宿禰・池邊水田・司馬達等、深信佛法、修行不
懈。馬子宿禰、亦於石川宅修治佛殿。佛法之始、自茲
而作。

この「本記」の記載は、『比叢寺縁起』から採られたと
される『書紀』の記事とほとんど一致している。しかし、
「本記」は「敏達天皇之世」としているのに、『書紀』に
は欽明十四年に置かれていて時期が異なっている。また、
「本記」には「池邊直水田」とあって、参考に掲げた『書
紀』敏達十三年にも見える人名であるのに、『書紀』欽明

十四年には「溝邊直」と文字を変え「闕名」としている。
これらは、「本記」が『書紀』以外の材料によっていること
を示している。

『書紀』敏達十三年是歳条の記事は、『元興寺縁起』に類
似するが、『元興寺縁起』にも「池邊直水田」の名はない。
「敏達紀」の記事はおおむね「坂田寺縁起」によっている
と考えられるが、この場合の『坂田寺縁起』は「四天王寺
縁起」の記事は似通った文章であったようで判別は困難で
ある。「池辺直水田」の名は、このふたつの縁起のいずれ
か、おそらく先行すると考えられる『四天王寺縁起』にお
いて付加されたい。

「本記」も『書紀』欽明十四年五月戊辰朔条も、内容の
類似から、ともに『比叢寺縁起』によっていると考えられ
る。「本記」は「敏達天皇之代」としているから、『比叢寺
縁起』には日付が無かったらしい。また、佛像を作らせる
のは、欽明天皇皇后石姫よりも、敏達天皇皇后で後の推古
天皇とするほうが自然である。後に続く内容からも敏達十
四年あたりに入れるべき記事を、『書紀』は佛教伝来直後
の欽明十四年（癸酉 五五三）におき、推算によると「儀
鳳曆」・「元嘉曆」ともにこの歳の五月は「壬戌朔」となる

のに、前年の欽明十三年五月の「戊辰朔」を記している。

『比叢寺縁起』には「本記」の「屋栖古」の名はなく、

『四天王寺縁起』の影響下に、「池辺直氷田」が活躍していたと考えられる。『靈異記』に「造菩薩三軀像。」とある

のは、阿弥陀三尊像の意味であろうから、原型は「造佛菩薩三軀像。」となっていたと思われるので、『書紀』の「造佛像二軀。」も、「造佛像三軀。」が誤っているであろう。

(c) 然、物部弓削守屋大連公、奏皇后曰。凡、佛像不

可置國內、猶遠退。皇后聞之、詔屋栖古連公曰。疾隱

此佛像。連公奉詔、使氷田直藏乎稻中矣。弓削大連

公、放火烧道場、將佛像流難破堀江。徵於屋栖古言。

今國家起災者、依隣國客神像置於己國內。可出斯客神

像、速放棄流乎豊國也。客神者、佛神像也。固辭不出焉。③

『書紀』敏達十四年（乙巳）

三月丁巳朔。物部弓削守屋大連、與中臣勝海大夫、奏

曰。何故不肯用臣言。自考天皇及於陛下、疫疾流行、

國民可絶。豈、非專由蘇我臣之興行佛法歟。詔曰。灼

然。宜斷佛法。丙戌。物部弓削守屋大連、自詣於寺、

踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之。并烧佛像與佛殿、既

而、取所烧餘佛像、令棄難波堀江。是日、無雲風雨。

大連被雨衣。訶責馬子宿禰、與從行法侶、令生毀辱之

心。乃遣佐伯造御室、更名、於間殿。喚馬子宿禰、所供善信等

尼。由是、馬子宿禰不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、

付於御室。有司便奪尼等三衣、禁錮楚撻海石榴市亭。

（下略）

夏六月。馬子宿禰奏曰。臣之疾病、至今未癒。不蒙三

寶之力、難可救治。於是、詔馬子宿禰曰。汝可獨行佛

法。宜斷餘人。乃以三尼、還付馬子宿禰。馬子宿禰、

受而欲悅、嘆未曾有、頂禮三尼、新營精舍、迎入供養。

或本云。物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連、俱謀滅佛法、欲燒寺塔、并棄佛像。馬子宿禰、諍而不從。

『元興寺縁起』

々々（大臣）乙巳年二月十五日。止由良佐岐利柱立、

作大會。此會此時、他田天皇、欲破佛法。即此二月盡

日、斫伐利柱、重責大臣及依佛法人々家、佛像殿皆破

燒滅盡。遣佐俣岐弥牟留古造、召三尼等。泣而出往。

時、現本臣將三尼等、至都波岐市馬屋。時、脱法衣、

破滅佛法。

この記事も『書紀』に似ているが、『元興寺縁起』とは相異している。さらに、『書紀』の本文と『元興寺縁起』は、物部守屋の行動に対して蘇我馬子が反抗したとは記さ

れていないのに、「本記」は屋栖野古が守屋の言に従わなかったとしている。

『坂田寺縁起』と『四天王寺縁起』の記述とはさほど相違はないらしいが、前後の關係から見ると、共に守屋に反抗する記事はなかったようである。「本記」のように、奇跡の佛像が現存するというためには、焼かれたり「豊國」に流されたりしたのではなく、守屋に反抗して隠しておいたとしなくてはならない。このために、『比叮寺縁起』には守屋への反抗が記されていて、「本記」はそれを引写したと考えられる。

『書紀』に馬子の反抗を伝えているのは、敏達十四年六月条の分註のみで、さきの欽明十五年五月戊辰朔条と同じく、『比叮寺縁起』を見て、その一部分を異伝として分註に掲げたのであろう。

(c) (3) 弓削大連、狂心起逆謀傾。便爰天且嫌之、地復慄之。當於用明天皇世、而挫弓削大連。則出佛像、以傳後世。

④ (対比省略) 『書紀』崇峻即位前紀参照)

『書紀』崇峻即位前紀の守屋滅亡の記事は、複数の材料があったらしいが、『比叮寺縁起』には前に続いて『四天王寺縁起』による守や滅亡の記載があったとするのが適當

であろう。

(c) (4) 今安置吉野竊寺、而放光阿彌陀之像是也。⑥

『書紀』(欽明十四年五月戊辰朔)

今、吉野寺放光樟像也。

『書紀』は、欽明十四年五月条に『比叮寺縁起』の造仏記事を記し、守屋廃仏の記事を敏達十四年六月条の分註に要約している。一連のものとする「本記」の方が、『比叮寺縁起』の原型に記載された順序に近いと考えられる。

(c) (5) 皇后、癸丑年(五九三 推古元) 春正月、即位小墾田宮、卅六年御宇矣。⑥

『書紀』推古即位前紀(王子 五九二)

冬十二月壬申朔己卯。皇后、即天皇位於豐浦宮。

「本記」記載の推古天皇の即位は、『書紀』と一月ずれていて、翌年に入っているのです、さきに見たように、『書紀』と一致する『坂田寺縁起』にもよっていないと思われる。「本記」は前の(c) (4) に続いて、推古天皇を「皇后」と記しているから、『比叮寺縁起』を利用してらしい。「書紀」と矛盾する推古天皇の即位は、『比叮寺縁起』が模倣した『四天王寺縁起』の記載を襲っているかと思われるが確認できない。

(d) 四八年甲申夏四月。有一大僧、執斧毆父。連公見之、

直奏之白。僧尼檢校、應置上尼、^(座)扎惡使斷是非。天皇

勅之曰。諾也。連公奉勅而檢之、僧八百卅七人・尼五

百七十九人也。以觀勸僧、爲大僧正、以大信屋栖連古

公、與鞍部德積、爲僧都。^⑩

【書紀】推古三二年(甲申 六二四)

卅二年夏四月丙午朔戊申。有一僧、執斧毆祖父。時天皇聞之、召大臣詔之曰。夫出家者、頓歸三寶、具懷戒法。何無懺忌、輒犯惡逆。今朕聞。有僧以毆祖父、故

悉聚諸寺僧尼、以推問之。若事実者、重罪之。於是、

集諸僧尼、而推問之。則惡逆僧及諸僧尼、並將罪。於

是、百濟觀勸僧、表上以言。夫佛法自西國至于漢、經

三百歲。乃傳之至於百濟國、而僅一百年矣。然我王聞

日本天皇之賢哲、而貢上佛像及內典、未滿百歲。故當

今時、以僧尼未習法律、輒犯惡逆。是以、諸僧尼惶懼、

以不知所如。仰願、其除惡逆者、以外僧尼、悉赦而勿

罪。是大功德也。天皇乃聽之。

戊午。詔曰。夫道人尚犯法。何以誨俗人。故自今已後、

任僧正・僧都、仍應檢校僧尼。

壬戌。以觀勸僧、爲僧正、以鞍部德積、爲僧都。即日、以

阿曇連^名。爲法頭。

秋九月甲戌朔丙子。按寺及僧尼、具錄其寺所造之緣、

亦僧尼入道之緣、及度之年月日也。當是時、有寺卅六

所・僧八百六十六人・尼五百六十九人、并一千三百八十

五人。

この記事も、「本記」は「書紀」と共通の系統の材料を

利用し、屋栖古を主人公としている。「書紀」の「夏四月

丙午朔戊申」は、すでに「書紀」諸刊本の頭註にも示され

ているように、推古三二年(甲申 六二四)にはなく、前年

の推古三一年(己未 六二三)にある。

これと同じ日付の誤りは、さきあげた欽明十四年(己

西 五五三)五月戊申朔条にもあって、「夏五月戊申朔」は

欽明十四年にはなく、前年の欽明十三年(壬申 五五二)

にある。「書紀」と「靈異記」に共通する寺院関係記事の

二つが、いずれも「書紀」では前年の日付をもっているこ

とは偶然ではないと考えられる。河村秀根の「書紀集解」

のように、この年の干支を推算して、「壬戌朔戊申」に改め

るのは無謀である。

「靈異記」最古の写本である「興福寺本」には「八年」

となっているが、「国会図書館本」や「群書類従本」には

「四八年」とあるから、「興福寺本」には「四」の脱字が
あって、「卅二年」を意味したと考えられる。『書紀』にも
「卷廿二(推古紀)」最古の写本である「岩崎本」のよう
に、「卅一年」とする写本がある。しかし、『靈異記』には
「四八年」となっているから、『書紀』通行本の「卅二年」
が「卅一年」の誤写であると、単純には結論できない。
『靈異記』の「興福寺本」と『書紀』の「岩崎本」は共に
平安時代後期の写本であるから、脱字はあるが「興福寺本」
の信頼度が「岩崎本」よりも劣る訳ではない。

『靈異記』の記事に、双方とも干支の日付がないのは、
『比叢寺縁起』の原形を止めていると思われる。『書紀』
は『比叢寺縁起』からの採録に当って干支を記載して体裁
を整えようとし、推算を誤って前年の干支を求め、そのま
まに記載したと考えられる。「岩崎本」は最古の写本では
あるが、この干支の誤りに気付いて訂正したのであろう。
この点については、後節で考えたい。

『書紀』に「僧正」とあるのに、「本記」が「大僧正」
としているのは、『続日本紀』の天平十七年(七四五)正月
己卯条に、

己卯。詔、以行基法師、爲大僧正。

とあり、『行基大僧正墓誌』(舍利瓶記)にも、

天平十七年。別授大僧正之任、竝施百戸之封。于時、
僧綱已備、特居其上。

とあって、「大僧正」の初見は天平十七年(七四五)まで降
るから、『比叢寺縁起』の古態を伝えてはいても、「本記」
成立の上限は天平十七年(七四五)かと思われるが、『靈異
記』の作者景戒の加筆かも知れないから確実ではない。

四 第三類 出所が不確実な記事

まず形式は、これまでの『比叢寺縁起』を模倣したと考
えられる記事と類似して日付はないが、『比叢寺縁起』に
あったと確定できない記事がある。

(e) 十七年己巳春二月。皇太子、詔連公、而遣播磨國揖
保郡内二百七十三町五段餘水田之司也。⑧

『上宮聖德太子伝補闕記』

太子生年卅六、己巳四月八日、始製勝鬘經疏。辛未年
正月廿五日了。壬申年正月十五日、始製維摩經疏。癸
酉九月十五日了。甲戌年正月八日、始製法華經疏。乙
亥年四月十五日了。

(中略)

丁丑年四月八日。太子、講説勝鬘經。三日而畢。其儀如僧。天皇大悅、王子・羣臣・大夫已下、莫不信受。

天皇、以針間國佐勢田地五十戸、末代奉施。即頒入班鳩寺・中宮寺等。

この記事には日付の干支がないから、形は第二類に類似している。「書紀」に対応する年代の記事はないが、「補闕記」には、傍線を施したように「十七年己巳」にあたる「己巳」と、文末に播磨國の田地施入の記載があるから、「本記」の記事の要素は「補闕記」に記されている。第一類(b)とおなじく、材料の最初と最後を利用しているのにも注目される。「補闕記」の「五十戸、末代」は「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」や「上宮聖徳法王帝説」などによると、「五十万代」が原型であったと考えられ、田積の記載があったはずである。

水田の面積は、『法王帝説』の裏書に、

或本云。播磨水田二百七十三丁五反廿四ト云々。

又本云。三百六十丁云々。

とあって、「本記」の水田面積とほとんど一致するので、共通する材料から出ているらしい。この裏書は本文の、

戊午年四月十五日。少治田天皇、請上宮王、令講勝鬘

經。其儀如僧也。諸王・公主及臣連・公民、信受無不

嘉也。三箇日之内、講説訖也。天皇、布施聖王物播磨國揖保郡佐勢地五十万代。聖王、即以此地、為法隆寺

地也。今在播磨田三百餘町者。

についての裏書らしいが、位置はかなり後にずれて、「上宮時臣勢三杖大夫歌」の二首目の裏にある。

『法王帝説』の裏書については、複製本の解説に、橋本進吉が、

この本第四紙の紙背に裏書あり。複製本第五帳表第八行より第六張第三行にいたる十八行の裏面にありて、全部一筆にして本文とは筆跡を異にせり。中に「承曆二年戊午南一房寫之眞曬之本之」と見えて、承曆二年に書写せる書より引用せる文ありと想はるれば、それより後のものなること明なれど、猶平安朝を下らざるものなるが如く、本文に淡墨にて閏々書入れを加へたと同人の筆ならんか。

としてゐる。
現在知恩院に所蔵される『法王帝説』の祖本の奥に書かれた草名は、小倉豊文氏によって、広島大学に所蔵される『異本上宮太子伝并憲章注』の黒川春村による影写本に見

えるものと一致することが紹介されている。ついで荻野三七彦氏は、この草名が法隆寺所蔵永承五年(一〇五〇)十二月九日の「法隆寺五師千夏田地讓狀」の草名と一致し、「法隆寺別当次第」にも見える法隆寺五師千夏のものであるとしておられる。

千夏の草名の上に、異筆で「傳得僧相慶之」とある「相慶」は、すでに穂井田忠友が、天保十四年(一八四三)の「観古雑帖」において、永万・仁安(一一六五—一六八)のころやはり法隆寺五師であったとしている。黒川春村・平子鐸嶺および家永三郎氏等によつて、「大般若經奥書」に巻二百八十一(永暦二年、応保元年 一一六一)・巻百八十二(長寛三年、永万元年 一一六五)・巻百八十五(長寛三年、永万元年 一一六五)・巻二百八十八(永万二年、仁安元年 一一六六)・巻五百十五(仁安三年 一一六八)などには「相慶」の名が見えるものがあり、その名は『法隆寺別当次第』にも見ると指摘されている。

橋本進吉も指摘している裏書の、

注。承暦二年戊午南一房寫之。真曜之本也。

について、家永氏は、『金堂日記』に、承暦三年(一〇七九)に金堂後大厨子に移したとする「聖天像」に関して、

件像、年來安置西室南一眞耀五師房。

とあり、「法隆寺所文書康平五年十月十三日立記」には、公驗坪付等者、故五師南一乃御領也。云々。

とあるから、南一と真曜は法隆寺の五師で、西室(現三經院)の南一房に同居していたとしておられる。この記載によると、南一は康平五年(一〇六二)には死去しており、真曜はその後も生存していたことになるからか、荻野氏は「南一房」を西室の房の名としておられる。裏書の「南一房」は、やはり房の名であろう。『金堂日記』によると裏書に写された承暦二年(一〇七八)には、真曜は生存してい

たらしい。このように見ると、「本記」の播磨国の田積は、法隆寺に伝えられていた或時期のものである可能性が強い。

『補闕記』以外にも、『書紀』・『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』などに見える三經講説話の最後には、聖徳太子が法隆寺に施入した播磨国の水田の記述がある。そうすると、「本記」は、『補闕記』の材料と共通する三經講説話で、法隆寺に伝えられた田積が記されていたものから最初の年月と最後の田積をとって、記事を造っていると考えられる。これは、第一類(b)において見たのと同じ方法であ

る。

家永氏は、『補闕記』の作者が『法王帝説』を利用したとしておられるが、確実な根拠はなく、『法王帝説』の作者が利用した材料と共通する材料を『補闕記』の作者が利用したとも考えられる。しかし、それは法隆寺から出たものであろう。

すでに指摘もされているように、「本記」が「播磨國內二百七十三町五段餘」とする播磨国の田積は、天平十九年（七四七）に成立した『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の「播磨國揖保郡貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳歩」より増加しているから、法隆寺が記載した天平十八年（七四六）以後の田積で、この年が「本記」成立の上限である。

(f) 廿九年辛巳春二月。皇太子命、薨于斑鳩宮。屋栖古連公、爲其欲之出家。天皇不聽。⑨

『書紀』推古二九年（辛巳）

廿九年春二月己丑朔癸巳。半夜、厩戸豊聡耳皇子命、薨于斑鳩宮。是時、諸王・諸臣及天下百姓、悉長老如失愛兒、而鹽酢之味、在口不嘗、少幼如亡慈父母、以哭泣之聲、滿於行路。乃耕夫止耜、春女不杵。皆曰。日月失輝、天地既崩。自今以後、誰恃哉。

是月。葬上宮太子於磯長陵。當于是時、高麗僧慧慈、聞上宮皇太子薨、以大悲之、爲皇太子、請僧而設齋。仍親説經之日、誓願曰。於日本國、有聖人、曰上宮豊聡耳皇子。固天攸縱、以玄聖之德、生日本之國。苞貫三統、纂先聖之宏猷、恭敬三寶、救黎元之厄。是實大聖也、今太子既薨之、我雖異國、心在斷金。其獨生之、有何益矣。我、以來年二月五日、必死。因以、遇上宮太子於淨土、以共化衆生。於是、慧慈當于期日、而死之。是以、時人之彼此共言。其獨非上宮太子之聖、慧慈亦聖也。

この記事も、「本記」が『書紀』によって、日付の干支を省略しただけかとも見える。屋栖古の出家の希望も、是月条に付記されている慧慈の記事から連想されているようである。しかし、「本記」は第一類のように、材料に日付の干支があれば、それまで忠実に写している。しかも『書紀』にはない年の干支を記しているので、『書紀』と共通する系統の材料によって、「本記」が利用した材料には年の干支があり、日付の干支はなかったと考えられる。

聖徳太子の薨年を推古二九年（辛巳 六二一）とする古い史料は、『書紀』と『靈異記』のみで、法隆寺系統の史料

は、金堂の「金銅釋迦如來三尊像光背銘」をはじめとして、すべて推古三〇年(壬午 六二二)としているから、この「本記」と『書紀』の材料は、法隆寺以外に伝えられていないらしい。

『書紀』のなかにこの条に関連する記事が見出せると、材料の性格や成立・伝来などの考察が出来ると思われるが、いまのところそれが発見できない。しかし、上の(e)について引用した『補闕記』の中略したところに、

制諸經疏、義儻不達、太子每夜夢、見金人來、授不解之義。太子乃解之、以問慧慈法師。法師亦領悟、發不思議未曾有。皆稱上宮疏。謂弟子曰。是義非凡、持還本國、欲傳聖趣。庚戌年四月。持渡本國、講演彼土。

とあって、慧慈の講説を記しているが、ここに掲げた『書紀』の記事にも、慧慈の講経のことを記しているから、両者には微かながら関連を見出すことができる。(e)と(f)とは年月の記載方式も同様であるから、同じ系統の材料によっているとすることができよう。そうすると、あるいは四天王寺系統のものかもしれない。

第二類の『靈異記』に日付の干支がなく、共通する材料の記事に、『書紀』の編者が日付の干支をいれているのと

似ているので、この「本記」の記事も、『比叢寺縁起』が材料ではないかと思われるよう。しかし、誤って前年の月朔干支に推算した欽明十四年・推古三二年の記事と、月朔干支が正しく記載されていて、その間に入る推古二九年の記事とでは、記事が『書紀』に採録された材料と時期を異にすると考えられるので、『比叢寺縁起』はこの記事の材料とはいえない。

(8) 卅三年乙酉冬十二月八日。連公居住難破而忽卒之。

屍有異香而粉覆矣。天皇勅之、七日使留、詠於彼忠。

逕之三日、乃蘇甦矣。語妻子曰。有五色雲、如電度北。

自其而往其雲道、芳如雜名香、觀之道頭、有黃金山。

則到炫面。爰薨聖德皇太子侍立、共登山頂。其金山頂、

居一比丘。太子敬禮而曰。是東宮童矣。自今已後逕之

八日、應逢鈺鋒。願服仙藥。比丘環解一玉授之、令吞

服而作是言。南無妙德菩薩。令三遍誦禮。自彼罷下。

皇太子言。速還家、除作佛處。我悔過畢、還宮作佛。

然從先道還、即見驚蘇也。時人名曰。還活連公。①

この記事は二つの要素をもち、屋栖古の蘇生説話と聖德太子の予言説話からなっている。『書紀』推古三三年には佛教関係の記事はあるが、「十二月八日」に当るものはな

い。日付が干支ではなく、数字で記されているのもこれまでの例にはない。「卅三年乙酉」は、直前の(9)に「四八年甲申」とあるから、翌年の干支はすぐに求められる。日付の干支がないのが脱落ではないならば、「十二月八日」を造作するのに干支を考慮する必要はない。しいていうならば釋迦成道の日に当り、それ以外に根拠のない日付であろうと思われる。

この蘇生説話には、佛教説話などに粉本があるかと思われるが明らかではない。聖徳太子の予言説話は、『書紀』推古元年四月己卯条に、『坂田寺縁起』によっているらしいが、「兼知未然。」とあって、かなり古くから聖徳太子に予知能力があるとされていた。しだいに粉飾が大きくなって、最後には「聖徳太子未来記」を生み出すに至る間に生じたものの一つが材料になっているのであろう。

景戒が「贊」の中で、この記事の予言に記された隠語を解説したところに、

今惟推之、逕之八日、逢銛鋒者、當宗我入鹿之亂也。
八日者、八年也。妙徳菩薩者、文殊師利菩薩也。令服一玉者、令免難之藥也。黄金山者、五臺山也。東宮者、日本國也。還宮作佛者、勝寶應真聖武太上天皇、生于

日本國、作寺作佛也。爾時並住行基大徳者、文殊師利菩薩反化也。⑬

とある。この隠語の解説は、景戒の解釈のように記されているが、解説が無ければ聖徳太子の予知能力の正しさを示すことができないので、元来は「本記」にあったかと思われる。

この予言も、最初に引用した『補闕記』の中略した部分に、

丙子年五月三日。天皇不余。太子立願延天皇命、立諸寺家、即以平復。諸國國造・伴造、亦各始誓立寺。先是、太子巡國、至于山代楓野村、謂羣臣曰。此地爲體、南弊北塞、河注其前、龍常守護。後世、必有帝王建都。吾故時遊賞。即於蜂岳南下、立宮。秦川勝、率己親族、祠奉不怠。太子大喜、即叙小徳、遂以宮預之。又、賜新羅國所獻佛像。故以宮爲寺、施入宮南水田數十町并山野地等。

とあって、造宮・造寺の予言という点で共通するところがあるから、『補闕記』の材料と共通するものの影響があると思われる。

推古三三年(六二五 乙酉)から足掛け八年目は舒明四年

(六三二) 壬辰)に当るが、『書紀』に該当する蘇我入鹿の乱らしい記事はない。しかし、『補闕記』には、「癸卯年」(六四二 皇極二年)の山背大兄王一族の滅亡の記事に続いて、

壬辰年三月八日。東方種々雲氣飛來、覆斑鳩宮。上連於天、良久而消。又有種々奇鳥、自上下自四方、飛來悲鳴、或上天或居地。良久即指東方去。又池溝濱川魚鼈、咸自死也。天下生民、皆悉哭愴。又池水皆變色、水大臭矣。又同年六月。海鳥飛來、居上官門。又十一月。飽波村有虹、終日不移。人皆異之。又王宮有不知草、忽開青華、須臾而萎。又有二墓、如人立行。又有二赤牛、如人立行。又無量蛙、浦伏王門。有小子、造弓射蛙爲樂。有童子、相聚謡曰。盤上爾子猿居面_{二字}。燒、居面太邇毛、多氣天_{已上八}。今核、鎌穴乃伯父。又曰。山代乃菟手乃水金爾、相見己世爾、菟手支。此二謡皆有驗。預言太子子孫滅亡之讖。

とあり、「癸卯年」と記載の順序が逆になっているのは、山背大兄王一族の滅亡を前提としながら別個に成立して伝えられ、編纂最後の段階になってから『補闕記』に採録された説話であることを示している。

独立した前兆の説話ならばそれでもよいが、山背大兄王一族滅亡が前兆の一〇年後に起こるのでは、間隔が多すぎる。ことによると十千を二連誤り、「癸卯年」の前年「壬寅年」とするべきところを、「壬辰年」と誤ったまま別個に伝えられていたのかもしれない。

しかし、『補闕記』に「壬辰年」に掛けて記載されている山背大兄王一族の滅亡の前兆は、『書紀』の皇極二年(六四三 癸卯)七月から十月にかけて記載されていて、

七月(中略)是月。茨田池水大臭、小虫覆水。其虫、口黑而身白。

八月戊申朔壬戌。茨田池水變、如藍汁。死虫覆水。溝瀆之流、亦復凝結、厚三四寸。大小魚鼻、如夏爛死。

由是、不中喫焉。

九月(中略)是月。茨田池水漸々變、成白色、亦無鼻氣。

冬十月(中略)壬子。蘇我大臣蝦夷、緣病不朝。私授紫冠於子入鹿、擬大臣位。復呼其弟、曰物部大臣。大臣之祖母、物部弓削大連之妹。故因母財、取威於世。

戊午。蘇我臣入鹿獨謀、將廢上官王等、而立古人大兄、爲天皇。于時、有童謡曰。伊波能杯爾、古佐屢築梅野

俱、渠梅多僮母、多礙底騰哀囉栖、歌麻之之能鳥賦。

蘇我臣入鹿、深忌上官王等。
威名振於天下、獨眞僧立。 是月。茨田池水還清。

とあり、十一月丙子朔の山背大兄王一族滅亡の記事の前に記されている。『書紀』の皇極二年(六四三)は癸卯に当たるが、『書紀』の材料には『補闕記』と同じく「壬辰年」になっていたので、一〇年も間隔があると前兆の意味が分からなくなると考えて、皇極元年以来の天候や天文記事があり、とくにそれらの異変が多く記載されていることを、上官王家滅亡の前兆と理解してその中に含め、皇極二年十一月丙子朔条の前に置いたのではあるまいか。あるいは「壬寅年」を一年繰り下げたのであろうか。『書紀』と『補闕記』とを比較すると、内容が共通するから、同じ材料によっていると考えられる。

(e)・(f)・(g)を通観すると、干支の日付がない点に共通性を持ち、聖徳太子に関係するが法隆寺系統のものではないらしく、『補闕記』の材料と共通する可能性が強い。

『補闕記』の冒頭には、

日本書紀・曆録并四天王寺聖徳王傳、具見行事奇異之

状、未盡委曲、憤憤不勘。因斯略訪耆舊、兼探古記、

俾得調使・膳臣等二家記。雖大抵同古書、而有奇説、

不可捨之。故録之云爾。

と、材料の書名五種を記してゐるが、法隆寺の名は挙げていない。しかし、調使と膳臣は、聖徳太子に関係して、法隆寺とも無縁ではない。この三条の記事は、『調使家記』か『膳臣家記』を材料とするのではあるまいか。または、(h)には、屋栖古が「難破」で卒したとあるから、難波に関係させて考えると、ここにいう「四天王寺聖徳王傳」を「異本太子伝」(七代記)とするならば、そこには「本記」の材料らしい記事はない。しかし、『聖徳太子伝暦』の最後に、

聖徳太子、入胎之始・在世之行・薨後之事、日本書紀・在四天王寺壁聖徳太子傳、并無名氏撰傳補闕記等。

具載大概、不盡委曲。而今逢難波百濟寺老僧出古老録傳太子行事奇縦之書三卷、與四卷曆録、比較年曆、一不錯誤。余情大悦、載此一曆。恐以言不輕、覽者致晒。

庶不遺小説、貽彼聖蹟。豈以專輒潤色妙徳乎。

と見えるうちの「難波百濟寺老僧出古老録傳太子行事奇縦之書」の原型を、「本記」の材料の一つとすることもできるのではなからうか。四天王寺の周辺に聖徳太子の奇跡物語が集まってきて、一巻に書繼がれ、書写・改訂・増補・削除などが加えられて、次第に「難波百濟寺老僧出古老録

傳太子行事奇縱之書」を形成し、最後には「伝暦」に取入れられるに至る間に、「補闕記」や「本記」の材料となったものがあつたのではないかと思われる。これには、第一類と區別した(a)と(b)も入っていたかもしれない。

四 紀伊国名草郡大伴連が伝えた記事

「本記」の最後にある記事は、

(h) 孝徳天皇世六年庚戌九月。賜大花上位也。春秋九十有餘而卒也。^⑫

とある。「六年庚戌九月」と干支を記さないから、第二類と第三類に共通する。しかし、この年は『書紀』の白雉元年(庚戌 大化六年 六五〇)に当るが、『書紀』をはじめ、『補闕記』・『伝暦』などにも関係がありそうな記事はない。「大花上」は、『書紀』によると、前年の大化五年(六四九)二月に制定された冠位なので、年代に矛盾はない。

この記事は、屋栖古の存在とともに、紀伊国名草郡大伴連が所伝をもとに記述したとして差支えあるまい。白雉元年(六五〇)に九〇歳であつたとすれば、生年は『書紀』の欽明十九年(五六二)になるから、「敏達天皇之代」の元年(壬辰 五七二)から十四年(乙巳 五八五)は、十二歳から

二五歳の間になるので、それよりも年長であつたとすると、年齢にもさして矛盾はない。

しかし、紀伊国名草郡の人物が、令制の五位に相当する「大花上」を授けられたというのは異例である。それ以前記されている「大信」は、確実な類例を見ないが、あるいは事実としてもよいかと思われる。もし「孝徳天皇世六年庚戌」に新冠位が与えられたならば、正六位相当の大山上が限度ではなからうか。「本記」から確実に知られる事實は、紀伊国名草郡に本拠をもつ大伴連の祖先に、六世紀後半から七世紀前半にかけて、屋栖古という人物があつて、冠位十二階のうち「大信」を授けられたことがあつたらしいというに過ぎない。

五 贊

景戒の贊には、

(i) 贊曰。善哉大部氏、貴仙儻法、澄情效忠、命福共存、逕世无天。武振萬機、孝繼子孫。諒委。三寶驗徳、善神加護也。今惟推之、逕之八日、逢銛鋒者、當宗我入鹿之亂也。八日者、八年也。妙徳菩薩者、文殊師利菩薩也。令服一玉者、令免難之藥也。黄金山者、五臺山

也。東宮者、日本國也。還宮作佛者、勝實應真聖武太上天皇、生于日本國、作寺作佛也。爾時並住行基大德者、文殊師利菩薩反化也。是奇異事矣。¹³⁾

とあるが、この「贊」にも著者景戒の文章は少なく、「本記」を引用するところが多いと思われる。隱語の解説も先に見たように、景戒の作文ではなく、「本記」に解説があったと考えられる。そうでないとすれば、(g)において聖德太子の予知能力を記した、

太子敬禮而曰。是東宮童矣。自今已後、逕之八日、應逢銛鋒。願服仙藥。比丘、環解一玉、授之、令吞服而作是言。南無妙德菩薩。令三遍誦禮。自彼罷下。皇太子言。速還家、除作佛處。我悔過畢、還宮作佛。

という文章も、景戒の作文であろう。いずれにせよ自己の作文を解説するのは簡単である。

六 「岩崎本」と『日本紀略』

『書紀』の古写本の多くと、東洋文庫所蔵「岩崎本」および『日本紀略』とは、すでに刊本の校異に見えているが、推古三〇年から三四年までの配列が異なっている。

次頁の表に見られるように、通行本では、推古三〇年

壬午六二二)が空白で、三二年(癸未 六二三)には月朔干支をもつ記事はない。三二年(甲申 六二四)には「夏四月丙午朔」・「九月甲戌朔」・「冬十月癸卯朔」の四つの月朔干支があるが、推算によると「儀鳳曆」・「元嘉曆」ともにこの年にはない月朔干支で、前年の同月にある。同様に三三年(乙酉 六二五)にある「春正月壬申朔」も、前年同月の月朔干支である。ところが、三四年(丙戌 六二六)になると、「夏五月戊子朔」があつて推算と一致している。

なお、推古三六年(戊子 六二八)には別種の誤算があつて、「春二月戊寅朔」と「三月丁未朔」は「儀鳳曆」・「元嘉曆」ともに推算に合うが、「夏四月壬午朔」は前年五月、「秋九月己巳朔」は翌年八月と一〇月になる。さらに、

秋九月己巳朔戊子。始起天皇喪禮。是時、群臣各誅於殯宮。先是、天皇遣詔於群臣曰。比年五穀不登、百姓太飢。其爲朕興陵、以忽厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰。葬竹田皇子之陵。

とあつて、舒明即位前紀にも、

豐御食屋姬天皇廿九年、皇太子豐聰耳尊薨、而未立皇太子。以卅六年、天皇崩。九月葬禮畢之。

とあり、推古天皇の葬儀はともに九月とされている。「己巳

西暦	干支	日本書紀流布本	日本書紀岩崎本	日本紀略
621	辛巳	廿九年 春二月癸丑朔癸巳・是月・是歳	廿九年 春二月癸丑朔癸巳・是月・是歳	廿九年 春二月癸丑朔癸巳
622	壬午		卅年 秋七月・是歳・冬十一月・自春 至秋	卅年 秋七月・是歳・冬十一月・自春 至秋
623	癸未	卅一年 秋七月・是歳・冬十一月・自春 至秋	卅一年 夏四月丙午朔戊申・戊午・壬戌 卯朔 秋九月甲戌朔丙子・冬十月癸	卅一年 夏四月丙午朔戊申・戊午・壬戌 秋九月甲戌朔丙子
624	甲申	卅二年 *夏四月丙午朔戊申・戊午・壬戌 *秋九月甲戌朔丙子・*冬十月癸卯朔	卅二年 春正月壬申朔戊寅	卅二年 春正月壬申朔戊寅
625	乙酉	卅三年 *春正月壬申朔戊寅	卅三年 春正月・三月・*夏五月戊子朔 丁未・六月・是歳	卅三年
626	丙戌	卅四年 春正月・三月・夏五月戊子朔 未・六月・是歳		卅四年 春正月・三月・夏五月戊子朔 未・六月・是歳
627	丁亥	卅五年 春二月・夏五月	卅五年 春二月・夏五月	卅五年 春二月・夏五月
826	戊子	卅六年 春二月戊寅朔甲辰・三月丁未朔 戊申・壬子・癸丑・*夏四月壬午朔 辛卯・壬申・*秋九月己巳朔 戊子・*壬辰	卅六年 春二月戊寅朔甲辰・三月丁未朔 戊申・壬子・癸丑・*夏四月壬午朔 辛卯・壬申・*秋九月己巳朔 戊子・*壬辰	卅六年 春二月戊寅朔甲辰・三月丁未朔 戊申・壬子・癸丑・*夏四月壬午朔 辛卯・壬申・*秋九月己巳朔 戊子・*壬辰

*印は推算に合致しない干支。

朔」ならば、「戊子」は二〇日、「壬辰」は二四日になるが、九月朔の干支を推算して「丁丑」とすると「戊子」も「壬辰」も八月か一〇月に移動して、九月にはなくなるので、誤算の理由はかなり複雑なものらしく、前記とは異なり今のところ考える方がない。それゆえ、この場合は以前の三年

の月朔干支とは区別しておきたい。「岩崎本」は、干支の矛盾に気付いたらしく、空白の三〇年を利用して、三四年までを一年づつ繰り上げて、三四年を空白として矛盾の解消を計っている。ところが、三四年の「夏五月戊子朔」は「儀鳳曆」・「元嘉曆」ともに推算に

合致するので、これを三三年に置くとは新しく矛盾を生じている。『日本紀略』は、三一年と三二年のみを一年繰り上げて、三三年に空白を置いているから、干支の矛盾は解消している。『紀略』の底本に正しく訂正されていたのか、『紀略』の編者が綿密に訂正したのであろう。三六年については、両者とも気付かなかったのか、訂正の方法が無かったのか、そのままになっている。

しかし、先に見たように、「流布本」の三二年と一致する『比叢寺縁起』から出た記事をもつ『靈異記』の「興福寺本」は「四年」としているが、「国会図書館本」や「群書類従本」は「四八年」としているので、「興福寺本」には誤脱があつて、原型は「四八年」すなわち「卅二年」を意味していたと考えられる。「興福寺本」は、尾題の前の奥書に、延喜四年(九〇四)の年紀が見えるが、大屋徳城は、「興福寺本」複製所載の「日本國現報善惡靈異記 解説」に、

書寫の年代に就て考ふるに、卷末に「延喜四年五月十日午時許寫已畢云」とありて、極めて明かなるが如きも、その下に書ける雙行の註文は草體なるに加へ、料紙に破爛ありて読む可からず。式は（減）「曾下奈とあ

□」と訓む可き歟。あ字の下は破爛の兩端に些少の残畫ありと雖も、その何字たるかは到底判ず可からず。極めて難解なり。初の二字を斯く釋して、これを扁を略したる僧都の略字なりと觀る時は、「僧都奈と有利」となりて、僧都某法臘幾歳などありきとの意に解すべき歟。書寫年月の下に、筆者の名あるは當然なれば、その筆者が僧都なりしとの事は強ち理無しと謂ふ可らず。又當時釋家の習慣として、或は文字の扁を去りて、旁のみを略字に用ひ、或は二個の文字の扁と旁とを合して略字とするの類は屢用ひられたることなれば、決して有り得可からざるに非ず。斯本にも菩薩と并、涅槃と卍を併用せり。されど、斯く解する結果は、斯本が延喜の鈔本に非ずして、それを複寫したる後本と爲りて頗る重大なり。何となれば、雙行の註文は延喜の鈔本に斯文字ありきといふことを標示すればなり。談何ぞ容易ならんや。何れにしても、藤原時代の鈔本なることは疑ひ無く、現存鈔本中これに並ぶもの無く、曾って在りきといふ金剛三昧院本(奥に建保貳年甲戌六月 日西刻許書寫了とあり)に比するも、遙に古く、眞に海内無雙の古鈔と謂ふも溢美に非

ず。尚書寫年代に關しては、證せる假名字體に依りて推定する方法無きに非ずと雖も、復本の場合假名字體を原本の儘に謄寫することも可能なれば、その詮無きに似たり。加之、そは予の專攻するに遠ければ、今は俾りて述べず。

と記している。割書きの文字が判読しかねることと、字体による筆写年代推実が困難であることとの弁解のため、晦渋な文章になっているが、現在までは承認されている。

中田祝夫氏は、

延喜四年五月十九日午時許写已畢「草了々々女」（注「草々」

了は後世の模写の文字で判読しがたい。へりは破損。）

としておられるが、「やや後に複写したもの」として、書写年代に異論はない。

「藤原時代」とか「やや後」とするのは不明確であるが、誤写によるとしても延喜四年(九〇四)の写本に「四年」の文字があり、「国会図書館本」などの建保二年(一一二四)所写の「金剛三昧院本」系統の写本により「四八年」と訂正できるので、この三字は『靈異記』が著作された八世紀末から九世紀初頭にまで遡るといいうる。

もし、「本記」の作者が『書紀』によって創作したとす

れば、八世紀後半の『書紀』には「卅二年」とするものがあつたことになり、「本記」の作者が『書紀』にはなく『書紀』の材料と共通する『比叢寺縁起』によつたとすると、さらに遡つてそこには「四八年」すなわち「卅二年」なつていたはずである。そうすると、『書紀』の年紀は、成立当初から「卅二年」であつて、月朔干支の推算に誤りがあつたと考えられる。

このように見ると、本文に「卅一年」とするのは、「岩崎本」と『紀略』の他にはないから、「岩崎本」巻二は最古の写本ではあるが孤本であつて、月朔干支の誤りに気が付いて訂正した派生本といわざるをえない。

『比叢寺縁起』と同時に『書紀』に採録されたと思われる記事は、月朔干支をもたない記事については判定の根拠がないが、『書紀』推古三三年に、

春正月壬申朔戊寅。高麗王、貢僧惠灌。仍任僧正。

とあるのは、前年正月の干支を記しているうえに、三三年に設置されたとする僧正の任命を記しているので、僧綱設置に關係するから、やはり『比叢寺縁起』から採られていると考えられる。

また、推古三三年には僧尼調査の記事につづいて、

冬十月癸卯朔。大臣遣阿曇連名闕・阿倍臣摩侶二臣、令奏天皇曰。葛城縣者、元臣之本居也。故因其縣、爲姓名。是以冀之、常得其縣、以欲爲臣之封縣。於是、天皇詔曰。今朕則自蘇我出之。大臣亦爲朕舅也。故大臣之言、夜言矣夜不明、日言矣則日不晚、何辭不用。然當今朕之世、頓失是縣、後君曰。愚癡婦人臨天下、以頓亡其縣。豈獨朕不賢耶、大臣亦不忠。是後葉之惡名。則不聽。

とある。この条にある「阿曇連名闕」は、「比叢寺縁起」によつたと考えられる同年九月丙子条と共通している。おそらく「比叢寺縁起」には、僧尼調査につづいてなお記事があり馬子に言及していたので、それが「書紀」に採録されたかと思われる。

『書紀』推古三四年には、
夏五月戊子朔丁未。大臣薨。仍葬于桃園墓。大臣則稻目宿禰之子也。性有武略、亦有辨才、以恭敬三寶。家飛鳥河之傍。乃庭中開小池、仍開小嶋於池中。故時人曰嶋大臣。

とあって、兩者とも蘇我馬子に関係するので、一連の記事のようであるが、この条の月朔干支は推算の位置に記され

ているので、一年前の月朔干支を記す条とは採録の時期をことにするらしく、別個の材料による記事であろう。

推古三二年一〇月癸卯朔条は、馬子が推古天皇に「葛城縣」を要求した著名な記事ではあるが、「書紀」に採録された時期が新しいと考えられる。真否の判断には慎重な態度を要すると思われる。

『書紀』欽明十四年五月戊辰朔条は、これまで「比叢寺縁起」縁起から出ているとされてきたが、「靈異記」上巻第五話は注目されていなかった。今回、兩者の比較によつて、敏達十四年六月条の分註と、推古三二年四月戊申条・戊午条・九月丙戌条、三二年一〇月癸卯朔条、三三年正月戊寅条も、「比叢寺縁起」から出ているかと考えるにいたつた。このうち月朔干支がない敏達十四年六月条の分註を除くと、誤算して前年の月朔干支を記している『書紀』本文の記事は、「比叢寺縁起」から出ているかと考えられるから、複数の材料による記事の干支の推算を誤つたのではないようである。

七 「比叢寺縁起」

『書紀』推古三二年の僧綱設置記事は、井上光貞氏によ

つて、佛教の半自律的統制機関が成立する課程を示すと高く評価されている。⁽⁹⁾しかし、『比叢寺縁起』は『四天王寺縁起』を模倣して、『書紀』が成立した養老四年(七二〇)よりもさほど前に成立してはいないと考えられるから、信頼度に疑問がある。『書紀』と『靈異記』の内容から考えると、寺院数の調査は比叢寺がその中に含まれていて、推古朝すなわち七世紀前半に存在していたと主張する意図が認められる。このような主張が必要とされるのは、『統日本紀』靈龜二年(七一六)五月庚寅条に、

庚寅。詔曰。崇饒法藏、肅敬爲本、營修佛廟、清淨爲先。今聞。諸國寺家、多不如法。或草堂始闢、爭求額題、幢幡僅施、即訴田畝。或房舍不脩、馬牛羣聚、門庭荒蕪、荆棘弥生、遂使無上尊像永蒙塵穢、甚深法藏不免風雨。多歷年代、絶無構成。於事斟量、極乖崇敬。今故併兼數寺、合成一區。庶幾、同力共造、更興頽法。諸國司等、宜明告國師・衆僧及檀越等、條録部内寺家可合并財物、附使奏聞。又聞。諸國寺家、堂塔雖成、僧尼莫住、礼佛無聞。檀越子孫、忽攝田畝、專養妻子、不供衆僧。因作諍訟、誼擾國郡。自今以後、嚴加禁斷。其所有財物田園、並須國師・衆僧及國司・

檀越等、相對檢校、分明案記、充用之日、共判出付。不得依舊、檀越等專制。近江國守從四位上藤原朝臣武智麻呂言。部内諸寺、多割壇區、无不造脩、虛上名籍。觀其如此、更無異量。所有田園、自欲專利。若不匡正、恐致滅法。臣等商量、人能弘道、先哲格言。闡揚佛法、聖朝上願。方今人情稍薄、釋教陵遲、非獨近江、餘國亦尔。望遍下諸國、革弊還淳、更張弛綱、仰稱聖願。許之。

とあるように、寺院の併合と資財帳の提出が命じられた時と考えられるから、『比叢寺縁起』の成立は靈龜二年(七一六)が上限となる。比叢寺は、推古朝の四六寺の内に含まれていることを主張して、併合を免れるか寺田の確保を意図したのであろう。そのための文書が治部省か玄蕃寮にあつて、四天王寺・法隆寺・坂田寺などの文書とともに、『書紀』の材料になったと考えられる。

つぎに、『書紀』には、推古三二年(六二三)に僧正・僧都、三三年(六二四)に僧正の任命を記した後、僧綱に関する記事は、天武二年(六七三)十二月戊申条に、

戊申。以義成僧、爲小僧都。是日。更加佐官二僧。其有四佐官、始起于此時也。

とあるまで見えない。この条によると、僧綱の起源は天智朝に遡るといえる。この間に、大化元年(六四五)八月癸卯条に、

癸卯。遣使於大寺、喚聚僧尼而詔曰。於磯城嶋宮御宇天皇十三年中、百濟明王奉傳佛法於我大倭。是時、群臣俱不欲傳。而蘇我稻目宿禰、獨信其法。天皇乃詔稻目宿禰、使奉其法。於譯語田宮御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰、追遵考父之風、猶重能仁之教。而餘臣不信、此典幾亡。天皇詔馬子宿禰、而使奉其法。於小墾田宮御宇之世、馬子宿禰、奉爲天皇、造丈六繡像・丈六銅像、顯揚佛教、恭敬僧尼。朕更復思崇正教、光啓大猷。故以沙門狛大法師・福亮・惠雲・常安・靈雲・惠至・寺主僧旻・道登・惠隣・惠妙、而爲十師。別以惠妙法師、爲百濟寺々主。此十師等、宜能教導衆僧、修行釋教要使如法。凡自天皇至于伴造、所造之寺、不能營者、朕皆助作。今拜寺司等與寺主。巡行諸寺、驗僧尼・奴婢・田畝之實、而盡顯奏。即以來自臣關・三輪色夫君・額田部連甥爲法頭。

とある。『四天王寺縁起』や『坂田寺縁起』の影響を受けた原稿に、道慈の加筆があると思われる記事なので、全て

を信頼するのではないが、「十師」と「法頭」が任命されているのは事実のように思われる。いま『書紀』が記すところで僧綱の変遷を図示すると、

推古三二年(六二四) 僧正・僧都・法頭
大化元年(六四五) 十師・法頭

天武二年(六七三) (僧正・大僧都)・小僧都・佐官
←
となる。最初に僧正・僧都があり、いったん十師・法頭となったあと、再び僧正以下が置かれるという変化は不合理である。大化元年(六四五)は確実ではないにしても、最初の佛教統制機関が僧侶と俗人の「十師・法頭」で構成されて、その後天智朝の末までに僧侶による「僧正・大僧都・小僧都・佐官」を備えた僧綱が設置され、俗人は玄蕃寮の起源となる官司に移ったとするのが穩当であろう。

『比叢寺縁起』の作者は、推古朝に僧綱があったとするために、「僧正」と俗人の「僧都・法頭」がある原始的な僧綱を創作したと考えられる。『書紀』はこれを材料としているから、推古朝の僧綱を実在のものとして評価するのは不当である。

『比叢寺縁起』には、さらに蘇我馬子が葛城郡を求めた

記事があったらしい。これだけでは『比叢寺縁起』の結末にはならないので、あるいは山背大兄王一族の滅亡や蘇我氏滅亡などの記事があった可能性があるかと思われる。

なお、『書紀』欽明十四年五月戊辰朔条には、「河内國泉郡」とあって、「和泉」の「和」が脱落しているかもしれないが、「書紀」の材料になった『比叢寺縁起』の文字を伝えられているらしい。大宝元年(七〇一)の『大宝令』制定以後の「河内國」と、和銅六年(七一三)の地名用字の改訂以前の「泉郡」を使用している。『比叢寺縁起』の成立をこの間とする見解もあろうが、制度上の用字は、上限にはなり得ても下限にはなりがたい。『比叢寺縁起』は、用字改訂に近い靈龜二年(七一六)以後に成立したとすることができよう。

八 「本記」の成立

最初にも述べたが、上巻第五話の冒頭に、

大花位大部屋栖野古連公者、紀伊國名草郡宇治大伴連

先祖也。天年澄情、重尊三寶。案本記曰。①

とあるように、『靈異記』の著者景戒は、「本記」を材料にして、この説話を採録している。内容から見ると、「本記」は「屋栖古」の伝記説話をふくみ、「宇治大伴連」の先祖

に関する記録かと思われる。

「本記」の成立は、文中の「播磨國水田二百七十三町五段餘」が、天平十八年(七四六)に起草された『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の田積よりも増加しているから、「本記」の田積は遅れて八世紀後半のものである。

田積は、書改められる理由がないので、景戒の手が入らずに、「本記」の數値を示すと考えられるから、その成立年代の確実な上限を示している。「本記」は、天平十八年(七四六)より降り景戒が『日本靈異記』下巻の序に記した「延暦六年」(七八七)以前に成立したことになる。

(c) (1)に見える「和泉國」は、靈龜二年(七一六)から天平十二年(七四〇)まで「和泉監」とされていて、『続日本紀』天平宝字元年(七五七)五月乙卯条に、

乙卯。(中略)其能登・安房・和泉等國依舊分立。

とあるのが上限となるが、ここでは並記の便宜によったのか、監と國とを区別していない。また、養老六年(七二二)三月戊申条には、

戊申。以正四位下阿倍朝臣廣庭、知河内和泉事。

とあり、天平四年(七三二)二月乙未条にも、

乙未。中納言從三位兼權造宮長官知河内和泉等國事阿

倍朝臣廣庭葬。右大臣從二位御主人之子也。

とあって、これも同様に監と國とを區別していない。この間、神龜元年(七二四)一〇月丁未条に、

丁未。行還至和泉國所石頓宮。(下略)

とあるのは追記であるが、國と監の區別を嚴密にしない当時の用例かもしれない。

天平勝宝元年(七四九) 二月丁酉条の行基の卒伝には、

丁酉。大僧正行基和尚遷化。和尚藥師寺僧。俗姓高志氏、和泉國人。和尚、眞粹天挺、德範夙彰。初出家、

讀瑜伽唯識論、即了其意。既而、周遊都鄙、教化衆生。

道俗慕化追從者、動以千數。所行之處、聞和尚來、巷

无居人、爭來礼拜。隨器誘導、咸越于善。又、親孿弟

子等、於諸要害處、造橋造陂。見聞所及、咸來加功、

不日而成。百姓至今、蒙其利焉。豐稜彦天皇、甚敬重

焉。詔授大僧正之位、并施四百人出家。和尚、靈異神

驗、觸類而多。時人号曰行基菩薩。留止之處、皆建道

場。其畿内凡卅九處。諸道亦往々而在。弟子相繼、皆

守遺法、至今住持焉。薨時年八十。

とあるが、行基の伝記の材料は、いわゆる行基建立卅九院に言及しているので、宝龜四年(七七三)十一月辛卯条に、

辛卯。勅。故大僧正行基法師、戒行具足、智德兼備。

先代之所推仰、後生以爲耳目。其修行之院、惣卅餘處、或先朝之日、有施入之田、或本有田園、供養得濟。但

其六院、未預施例。由茲、法藏湮廢、無復住持之徒、

精舍荒涼、空餘坐禪之跡。弘道由人、實合獎勵。宜大

和國菩提・登美・生馬、河内國石凝、和泉國高渚五

院、各捨當郡田三町。河内國山崎院二町。所冀、眞筌

秘典、永洽東流、金輪實位、恒齊北極、風雨順時、年

穀豐稔。

と見えるように、宝龜四年(七七三)以前、天平宝字元年(七

五七)に和泉國が成立した後に、水田の施入を要望して、

卅九院に言及し作成した文書であろう。行基の伝記の「和

和國」は、死亡当時の用例とは考えられない。

このように見ると、確實ではないにしても、「和泉國」の

用字は「和泉監」が設置された靈龜二年(七一六)まで遡る

かもしれないので、使用時期の上限確定は困難であるとい

える。また、「大僧正」も「和泉國」も、「比叡寺縁起」の

伝写の間に改変を受けたかも知れないし、「日本靈異記」の

著者である景戒が書替えたとも考えられる。しかし、「本

記」の成立の一応の目安として、和泉國が設置された天平

宝字元年(七五七)を考えて、それ以降としてもよからう。

この時期に先祖の伝記や記録を作るのは、氏の先祖を称揚することによって、「宇治大伴連」の処遇を改善しようとする目的によると考えるのが妥当であろう。その記録は上申文書「解」の形式をとって提出され、改氏・改姓あるいは譜第の確認を求め、または郡司などへの任用を求めたのではなからうか。

「本記」の材料は、第一類(a)と(b)が『書紀』の抄本または『坂田寺縁起』、第二類の(c)と(d)が『比叢寺縁起』、第三類の(e)・(f)・(g)が『補闕記』の成立と関係する四天王寺周辺の説話、(h)が「本記」作者のもっていた紀伊国名草郡の大伴連氏の伝承か創作であると考えられる。なお、第一類(a)・(b)も断片的なものとするれば、第三類(e)・(f)・(g)に加わるのではないかと思われる。

平城京から南行して飛鳥にいたり、坂田寺付近をさらに南に進んで、芋峠を越せば比叢寺付近に出る。そこから吉野川・紀ノ川に沿って下れば、紀伊国名草郡に着く。紀伊国名草郡から北上すれば、海路・陸路いずれによっても難波にいたる。宇治大伴連が平城京や難波と往復する間に、『比叢寺縁起』や『坂田寺縁起』を入手した可能性は充分

考えられ、四天王寺周辺の説話群に接触することも可能である。

〔註〕

- (1) 内田正男編著『日本書紀暦日原典』(雄山閣、一九七八年)。
- (2) 水野柳太郎『日本書紀と元興寺縁起』(田村圓澄先生古希記念会編『東アジアと日本』歴史編、吉川弘文館、一九八七年)。
- (3) 福山敏男『比叢寺』(奈良朝寺院の研究)綜芸舎、一九七八年)。
- (4) 『上宮聖徳法王帝説』(古典保存会、一九二八年)。
- (5) 荻野三七彦『法皇帝説書写年代に関する新資料 附、法隆寺北斗曼陀羅関係の古文書』(『書説』四七号、一九四〇年)。
- (6) 家永三郎『上宮聖徳法王帝説の研究』増訂版、三省堂、一九七〇年)。
- (7) 『日本國現報善悪靈異記』(便利堂、一九三四年)。
- (8) 中田祝夫校注・訳『日本靈異記』(『日本古典文学全集』6 小学館、一九七五年)。
- (9) 井上光貞『日本における仏教統制機関の確立過程』(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年)。